

# **2018年度の施策と 予算編成に関する要望書**

**河内長野市長  
島田 智明 様**

**2017年 11月 29日**

**日本共産党 河内長野市議会議員団**

**角野 雄一**

**丹羽 実**

**宮本 哲**

**駄場中大介**

この予算要望書は、市から交付される「政務活動費」で作成し  
広く市民のみなさんに利用して頂いております。

## 目 次

I. はじめに .....	1
II. 新年度の重点項目 .....	2
III. 具体的な要望事項 .....	4
(1) 子ども、福祉に関するもの .....	4
<児童福祉関係> .....	4
<老人福祉関係> .....	4
<障がい者福祉関係> .....	5
<健康推進関係> .....	6
<保険年金関係> .....	6
<福祉事務所関係> .....	7
(2) 市民生活部に関するもの .....	7
<税務課、市民窓口課> .....	7
<自治協働課> .....	8
(3) 環境に関するもの .....	8
(4) 産業、経済に関するもの .....	9
<観光・産業政策関係> .....	9
<農林課> .....	10
(5) 都市づくり部に関するもの .....	10
<都市創生課、道路課> .....	10
<公園河川課> .....	12
(6) 上下水道部に関するもの .....	13
<下水道課> .....	13
<水道課、経営総務課> .....	13
(7) 教育に関するもの .....	13
(8) 生涯学習部に関するもの .....	15
(9) 総合事務局に関するもの .....	16
(10) 消防本部に関するもの .....	16
(11) 総合政策部、総務部に関するもの .....	17
(12) 危機管理課に関するもの .....	18
(13) 国・府に対して要望するもの .....	18
<国に要望するもの> .....	18
<国・府に要望するもの> .....	20
<府に要望するもの> .....	20
河内長野市 資料 .....	23

# I. はじめに

**国政では** 古い自民党政治の行き詰まりが安倍暴走政治を生み出し、国民の声を無視して憲法改悪に向けて、公明党・日本維新の会と一緒に暴走と強行を繰り返しています。

その一方で、一人ひとりの市民が立ち上がり「野党は共闘」を掲げる大きな流れが生まれました。総選挙では希望の党への突然の逆流が起りましたが、「市民と野党の共闘」は試練を乗り越え再構築されました。市民と野党が力を合わせる新しい政治の構図は、決して後戻りすることはありません。

いま「旧来の古い政治」か、「市民と野党の共闘」かが問われています。

**河内長野市では** 「市民の声を聞かない・不祥事の反省もしない」現職市長を破って誕生した島田市長が2年目となる年です。島田市長は「おしゃべり集会」をひらき市民の声を幅広く聞き、従来の枠とらわれずに市政を行っていると、日本共産党市議団は評価しています。1年前に市民が下した審判を忘れることなく、指定管理者制度の抜本的見直しをはじめ旧来の悪政を正し、市民の願いと一緒に歩むとともに、旧来の行政をそのまま続けている市教委員会の抜本改革を望むものです。

**未来に向かって** 河内長野市では人口減少、高齢化の問題が待ったなしです。大阪市内に働く人のベットタウンとしてのニーズは減少しており、今行うべき街づくりの施策の方向性は極めて重要です。

2018年度の予算編成にあたり、日本共産党は子育て支援や地域循環型経済の構築をはじめ10項目の重点政策提案と、各担当部署に対する約270の個別政策をまとめました。旧来のやり方にとらわれずに、元気な河内長野市を、市民の願いに基づきつくっていくことを求めます。

## II. 新年度の重点項目

1. 中学校全員給食を実施する。
2. 移動困難者対策や高齢者のおでかけ応援、また既存公共交通の持続策や地域経済活性化のため高齢者に「バス・タクシー割引券」を発行する。移動販売車や宅配サービスを促進し、ライフラインを守る。
3. 若者の定住促進と地元事業者支援・地域経済活性化のために、現行の「マイホーム取得補助制度」を、住宅購入に際し市内に本社を置く事業者でのリフォームや家具家電の購入等に対して、上限を決めて一定割合を補助する制度に変える。引きつづき地元業者訪問を行い、地元雇用の確保・地元産業応援をさらに前進させる。
4. 放置空き家対策を進めるために「課」を新設する。特定空き家の問題を最後まで解決する。空き家・空き店舗を流通ルートにのせ、空き家の商業利用や家庭菜園などへの利用を促進し、良好な住宅環境を守る。引っ越し駅前のマンション駐車場設置率は柔軟に対応し、駅前地域に高齢者でも住みやすいマンションを誘致する。
5. 多くの問題を引き起こした指定管理者制度は、それぞれの事業の目的と意義に沿って根本的に見直す。「奥河内くろまろの郷」は箱物建設で終わらせらず、本来の目的である農業振興を進める拠点にすることで、地域経済を活性化する。
6. まずは中学校単位に、窓口センター機能や地域包括支援センターなどの行政機関を設置する。国民健康保険の窓口減免を実際に使える制度にする。国民健康保険財政調整基金の溜め込みは行わず、被保険者に還元する。
7. 保育所の増設・定員増を行い、年度途中の待機児童もゼロにする。必要な人には、さらなる延長保育を行う。所得激変に対する保育料の減免制度を創設する。「子ども食堂」や「高齢者の居場所づくり」、「学習支援事業」など各種支援事業を、市としてさらに支援する。就職困難者や生活困難者への親身に寄り添った支援を強化し、貧困を生み出さないようにする。

8. 「正社員が当たり前の社会」を自治体として構築する。ブラック企業規制条例、公契約条例などを創設する。市役所は正職員を増やし率先して子どもを産み育てられる労働環境を保障する。給付型の大学奨学金や奨学金返済支援制度などを創設する。
9. 市は市民に協働を押しつけない。住民自治の基礎単位である自治会を支援することで住民自治を前進させる。ごみの収集方法は、地域の実情に応じて戸別収集を行う。ふれあい収集やゴミステーションのあり方は柔軟に対応する。
10. 太陽光や小水力発電、木質チップなどのバイオマスを利用した自然エネルギー、地産地消のエネルギー施策を市が先導する。

### III. 具体的な要望事項

#### (1) 子ども、福祉に関するもの

##### <児童福祉関係>

1. 児童福祉法を守り待機児が保育所に入れるよう保育所を増設し、小規模改善費補助金を1／2から2／3に戻す。
2. 保育料は第1子が小学校に上がっても、第2子は半額、第3子は無料にする。
3. 公立保育所の延長保育料は値上げせず、保育料の負担軽減をめざす。
4. 保育士や栄養士、看護師、給食調理員の配置を正職員の増員で進めるとともに労働条件の改善や賃金引き上げを行う。民間保育所に対してはこれらに見合う補助金制度を創設する。公立保育所業務の一部民間委託（給食）はしない。
5. 保育士配置基準を市独自に制定する。特に1歳児は4対1、3歳児は15対1とし、それに見合う補助金を民間保育所に助成する。
6. 民間保育所への補助金を増額する。
7. 病児・病後の保育所を北部にも設置する。
8. 障がい児の保育所入所については、保護者の就労にかかわらず入所希望者を受け入れる。
9. 障がい児に対する保育を充実させるため、公立保育所が率先して障がい児を受け入れる。民間保育所が障がい児を受け入れやすくするために補助金をさらに増額する。
10. 三日市幼稚園は3歳児からの受け入れや保育時間の延長、給食を実施し、保育料の納付方法を改善するなど、大切な市民の財産である唯一の公立幼稚園を存続する。
11. 三日市幼稚園はこれまで通り率先して障がい児保育を行う。私立幼稚園にも、障がい児保育をするのに見合う補助金を出す。

##### <老人福祉関係>

1. 地域包括支援センターを市直営も含め、中学校区単位で配置する。
2. サービス付き高齢者向け住宅に頼らず特別養護老人ホームや老健施設などを拡充し、待機者をなくす。
3. 要介護認定者に税金の障害者控除ができるよう全員に認定書を発行する。

4. 低所得者層の介護保険料の減免を充実する。減免対象者の預貯金の世帯収入限度額（350万円）は引き上げる。
5. 介護保険特別会計に一般会計から繰入を行い、保険料を軽減する。
6. 市独自で低所得者に対する介護保険一部負担金減免やホテルコスト・食事代など利用料助成制度を充実する。
7. 介護労働者と事業者の実態調査を行う。
8. 市の在宅介護支援金（月1万円）を存続し、支給条件は元に戻す。
9. 老人クラブの補助金は1クラブ50名以下でも補助対象とする。
10. 地域福祉センター（あやたホール・くすのかホール）などへの送迎バスを運行する。福祉センターの入浴料を低所得者は無料にする。せめて毎月26日を「風呂の日」として無料にする。健康器具などは有料化しない。
11. 福祉センターの南部地域や北部地域の整備は、既存の空き施設を利用する。
12. 「敬老自治体宣言」を行い、高齢者がいきいきと暮らせる街づくりをすすめる。
13. 要望のある公園には高齢者が楽しみながら安全に健康づくり・体力づくりができる健康遊具（介護予防遊具）をさらに整備する。
14. 住宅用火災警報器は、非課税で65歳以上単身者だけでなく夫婦でも支給されるようにする。
15. 外出時の携帯緊急通報装置への補助金制度を創設する。
16. 寝具洗濯乾燥サービス事業の所得制限を撤廃する。（寝たきり65歳以上、一回利用270円、年間6回まで）
17. キックスやラブリーホールなどの和室にも高座椅子を設置する。
18. 高齢ドライバーの免許返納者への優遇措置を、警察や企業と連携しておこなう。

#### ＜障がい者福祉関係＞

1. 災害時の障がい種別を考慮した避難場所を計画し、災害時の対応や支援者の配置は市の責任で行う。
2. 障がい者福祉金を復活させる。
3. 重度障害者タクシー利用料助成は維持する。またガソリン券も選択できるようにする。
4. 障がい者のインフルエンザ予防接種は、全額助成する。

5. 障がい者とともにガイドヘルパーなどが診察室に入るコミュニケーション支援制度を摘要する。
6. 障がい者のグループホームの家賃補助を行う。
7. 重度障がい者の上下水道料金軽減措置を復活させる。
8. 重度障がい者医療費助成制度を継続させるとともに市独自施策で障がいの対象を広げる。
9. 就労困難な若者の就労できる場（A型、B型など）を、市として発掘する。
10. 厚労省通達（H19年3月28日）を踏まえ、65歳になっても一律に介護保険サービスに移行することなく、これまでのサービスが受けられるよう丁寧に説明する。64歳までの障がい者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料を無料とする。
11. 障がい者の保護者が急病などの緊急時に相談でき、ショートステイをすぐに利用できる24時間対応のシステムを市としてつくる。ショートステイの受け入れ先は、可能な限り連続性を持たせる。

#### ＜健康推進関係＞

1. 受診率向上や医療費抑制のためにも、保健事業で行っている各種がん検診は無料に戻す。
2. 乳幼児へのインフルエンザ、おたふくかぜなどの予防接種は全額補助する。
3. 不妊・不育治療への市独自の補助制度を創設する。
4. 中小零細業者のために、休日にも基本健康診査ができるようにするとともに、集団検診制度を創設する。
5. 国民健康保険の人間ドック受診への助成金を増額する。後期高齢者にも人間ドック受診への助成をする。特定健診と同時受診での心電図の助成は存続させる。
6. 胃がん検診は、内視鏡検査も40歳から毎年受けられるようにする。
7. 検診時に、前立腺関係の疾病を早期発見するため、PSA検査を入れる。
8. フォレスト三日市の健康支援センターは、月極利用もプールとジムとに分け、利用料を抑え利用しやすくする。

#### ＜保険年金関係＞

1. 国民健康保険制度を社会保障制度として堅持する。保険料の値上げは抑制し、減免制度を維持する。

2. 低所得者に対する医療費窓口減免を実際に利用できるようにする。減免額の保険者負担分は、国保財政調整基金から補填する。
3. 子どもや高齢者・重度障がい者やひとり親家庭の入院給食費の補助を復活する。
4. 一般会計から市の独自繰り入れを増額し、保険料軽減策の復活などを行う。
5. 医療費を抑制するために、詳細な医療費分析を行う。
6. 国民健康保険の短期保険証の留め置きはせず、資格証明書（窓口本人10割負担）は発行しない。納付については親切な相談を行うとともに、生活困窮者に対する差し押さえは実行しない。
7. 国民健康保険の傷病手当・出産手当を新設し、出産一時金を増額する。
8. 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の葬祭料や在宅介護支援金など市民が受けることができる福祉制度を維持し周知徹底する。
9. 国民健康保険料の滞納を理由に出産一時金や高額医療費助成金などの給付を制限したり相殺することをやめる。
10. 国民健康保険証は毎年発行せず、2年に1度に戻す。
11. 高校卒業（18歳）まで子ども医療費助成を拡充する。

#### ＜福祉事務所関係＞

1. ひとり親家庭に対する児童扶養手当は、市の裁量内で減額されないよう努力する。
2. 長らく貸出しされていない「くらしの資金貸付制度」を今こそ利用できるようにする。貸出し窓口を社会福祉協議会から福祉事務所に移し、基金を増額する。
3. 就職困難者や生活困難者への親身に寄り添った支援を強化し、貧困を生み出さないようにする。

#### （2）市民生活部に関係するもの

#### ＜税務課、市民窓口課＞

1. 私有地や共有地であっても誰もが通行などができる場合は、固定資産税を軽減する。

2. 市民税、固定資産税の支払いについては、親切な納付相談を行うとともに悪質な者以外は差し押さえを実行しない。減免制度を改善する。
3. 木戸町、小山田町、市町、三日市町、小塩町、上田町、喜多町、加賀田、松ヶ丘・楠町（番地のみ）などの住居表示を実施する。
4. 高齢化社会に向けて、市民窓口センターを復活し、中学校区単位に窓口センターを配置する。

#### ＜自治協働課＞

1. 地域の自治会館建設・改修に市の補助金を増額する。バリアフリー化への改築は別枠にて補助する。
2. 自治会が管理する防犯灯のLED化に伴い、電気代を全額補助する。
3. 市の空き施設を利用し、南部地域と北部地域に地域コミュニティセンターを設置する。
4. キックスの駐車場は3時間まで無料にする。出入り口を改善するとともに、周辺のコインパーキングなどと提携し、周辺道路に渋滞を起こさないようにする。
5. あやたホール、くすのかホールの運営は、市直営を継続する。
6. 住民自治はトップダウンで推し進めるのではなく、たとえば子ども食堂や高齢者の居場所づくりなどの住民の自主的な活動を下支えすることで、前進を図る。

#### (3) 環境に関するもの

1. 放置されている空き家・空き地対策は、「空家等対策特別措置法」「市空き家条例」「市きれいなまちづくり条例」のもとで課を新設し、対応すると共に空き家空き地の有効利用を図る。
2. ごみの収集方法、ステーションのあり方は、地域の実情に柔軟に対応し「個別収集」を含め高齢化で困難になるごみ出しに対応する。「ふれあい収集」の対象を緩和し、市民に周知させる。
3. 元株式会社東洋のアスベスト公害については、健康診断・情報公開など特別な援助を続ける。民間施設についてもアスベストの有無などの情報公開をするよう指導する。

4. 犬や猫のふん処理をはじめ、正しい飼い方を啓発する。犬や猫の避妊手術助成制度を復活する。
5. 河川や山間部へのごみ・産廃の不法投棄を取り締まる。防止策も講じる。
6. 「もったいない市」を自転車や家具などにも拡大する。リデュース（減量）・リサイクル（再資源化）を啓発する。
7. 日野の宗教法人による違法な土砂投棄については、大阪府と連携し、必ず宗教法人に原状復帰させる。

#### (4) 産業、経済に関するもの

##### <観光・産業政策関係>

1. 商圏内の実態調査を恒常的に行い、実態に即した支援をする。大規模小売店の出店を抑制し地域産業と地元商店を守る。「中小企業振興基本条例」を作成し、商工業の振興を積極的に行う。
2. 市が主催の民間事業者同士の交流会を充実させる。
3. 小規模修繕工事契約事業者登録制度を市内零細事業者が幅広く活用出来るように書類を簡素化する。
4. N T N金剛製作所が市外に転出しないように、市長が決定権のあるところにトップセールスを行い、せめて一部署でも残ってもらうようとする。
5. 市の信用保証料特別減免補助制度を大阪府中小企業融資制度の全てに適用する。
6. 製造業が操業可能な土地を把握し、誘致活動を積極的に進める。
7. 市が購入する物品については、市内業者を優先させる。
8. 駅などの観光案内図を充実する。多目的トイレの設置・改築、道標などを整備充実する。
9. 「河内長野のさんぽ」アプリや、市HPでの発信などＩＣＴを使った観光振興をさらに前進させる。
10. 観光客向けに市内の特産品の展示・販売所を三日市町駅にも確保し、市民や観光客に積極的にＰＲする。
11. 当市の豊富な文化財や歴史を生かし、レンタサイクルやレンタルバイク、超小型電気自動車などを導入し、観光産業の活性化をはかる。
12. 男女共同参画推進条例に基づいて、中小業者を支える女性や女性起業家の交流の場を設ける。

13. 買い物弱者に対して移動販売車などの誘致と、採算のとれない地域についても継続できるよう対策をとる。
14. 当市の坂道を逆に利用し、のぼることを楽しむランナーやサイクリストを呼び込む。

#### <農林課>

1. 「くろまろの郷」は、本来の趣旨に則り、農業振興と地域活性化の拠点にする。駐車場の出入りがわかるように導線を引く。花の文化園と開園日時を調整する。
2. 市独自で農業の実態を把握し、それぞれの農家に寄り添った農業支援をする。
3. 日本の農業を壊す TPP・FTP に、市として反対を表明する。
4. 価格補償制度や所得補償制度を創設し、中山間地・近郊農業が続けられるようにする。
5. 「有機農業の推進に関する法律」などを活用した農業ができるよう支援する。
6. 米・みかん・しいたけ・小松菜・ネギ・キャベツ・みそ・こんにゃくなど、市内農産物の学校給食への使用率を高め、地産地消を促進する。
7. 農業振興のため農協・農家と連携し、農機具等貸出や労務作業を支援する。
8. 池や水路の維持管理のために、資材費だけでなく労務費も市として援助する。
9. 林業従事者を育て森林を保護し、地元河内木材を公共施設などに活用する。
10. 河内木材を使った住宅に対し補助金を出す制度を創設する。
11. 市所有の山林での間伐や下草刈りなどの仕事に若者の正規職員を採用し、林業振興策をすすめる。
12. 「ふるさと農道」事業は、植樹帯の仕様を見直し、維持費を軽減させる。

#### (5) 都市づくり部に関係するもの

#### <都市創生課、道路課>

1. モックルコミュニティバスの乗車料金は現在の上限 200 円を継続し、ルート改善や増便するなど、さらに利用しやすくする。

2. 市営住宅の家賃値上げを抑制し、減免制度は充実させる。エレベーターの設置を進める。
3. U R団地再生事業で解体・集約、用途変更が発表された南花台・千代田団地については、住民の声を聞き不安を取り除くよう努力する。
4. 傷んでいる市道や市民から要望のある生活道路の舗装・改修は必要な予算を確保し整備する。
5. 南海・近鉄駅の無人化の見直しと、南海の全駅にA E Dを設置するよう鉄道事業者に要請する。天見駅のトイレの改修をすすめる。
6. バス停の屋根やベンチなど待合施設を充実する。
7. 歩道の各所に休憩の出来るベンチを設置する。
8. 街路樹については、管理マニュアルに従い、木の性質や場所によって適切に剪定し、切りすぎないようにする。
9. 市民からの要望の多い以下の箇所などを改善する。国・府道については、府に強く要望する。
  - ・千代田駅の外にトイレを設置する。
  - ・通学路にもなっている市道松ヶ丘一小山田一広野線の広野一小山田（あやたホール付近）間を拡幅し、待避所も設ける。
  - ・小山田口交差点の小山田方面と莊園方面の拡幅など抜本的交差点改良を行う。
  - ・緑ヶ丘から下里への道路を確保する。
  - ・汐の宮一千代田小学校間に歩道を設置する。
  - ・近鉄汐ノ宮駅の踏切を拡幅する。
  - ・七ツ辻交差点の拡幅と、ラブリーホールから駅方面向きの右折レーンの新設、歩道設置をすすめる。
  - ・千代田小学校前交差点の交通混雑を解消する。
  - ・国道371号線の危険な箇所は歩道を設置する。
  - ・国道371号線バイパスの上原町交差点の信号を改善し、混雑を解消する。
  - ・国道371号線バイパスの新町橋交差点に右折レーンを設置する。
  - ・石仏以南の国道371号バイパス・旧国道の路肩清掃や草刈りを進める。
  - ・旧国道170号線汐ノ宮一向野地域の歩道設置と適時草刈りをする。
  - ・国道310号線の菊水町ガード下から河合寺交差点までの歩道設置を行う。

- ・国道310号線南海電車ガード下の拡幅整備を促進する。
  - ・国道310号線千代田駅から南海車庫までの間の歩道を整備する。
  - ・国道310号線の原町北交差点の北側に右折レーンを設置し右折信号を整備する。
  - ・府道加賀田片添線の拡幅整備と歩道を設置し、安全対策を進める。
  - ・大阪南医療センター西入口付近、よしや峠の道路を拡幅する。
  - ・市道原狭山線の職員駐車場前の交差点を改良し、安全にする。
  - ・市民交流センター前交差点の市役所から赤峰方面向きに右折レーンを設置する。
  - ・貴望ヶ丘バス停前に信号機を設置する。
  - ・南海高野線の上にかかる老朽化した橋は、早急に点検し改善する。
10. 駅前など地域限定で分譲マンション駐車場の設置率を緩和し、高齢者向けマンションを誘致する。
11. 郊外の住宅団地に子育て世代が移り住めるように住み替え支援の仕組みを作る。
12. 「開発事業の手続等に関する条例」の運用については、これまでの経験を生かし住民と業者が充分協議できるよう指導する。
13. 松ヶ丘一長野神社一鳥帽子形神社一三日市町駅一天見に至る旧高野街道の整備・保存は、地元の意見を尊重してすすめる。
14. 河内長野駅前平面駐車場など公共用地を有効活用する。
15. 三日市・小塩・石仏の市営住宅跡地利用は、地元住民の声を聞き早期に有効活用する。
16. パチンコ店の出店を規制し電飾（光公害）についても規制する。
17. 里山や緑地帯を守り市街地に自然と緑を保存する。

### <公園河川課>

1. 要望の多い公園に時計を設置する。
2. 公園の遊具は、減らさず充実させる。また整備点検を強め安全を確保する。健康遊具（介護予防遊具）を設置する。

3. 加賀田公園や三郷団堰（寺ヶ池水路）などに遊歩道を整備する。遊歩道には拠点からの距離表示をする。
4. 子どもがキャッチボールなどができる広場・公園の整備をすすめる。

## (6) 上下水道部に関するもの

### <下水道課>

1. 小山田北地域の公共下水道整備計画を早期につくる。
2. 水洗化に伴う下水道工事費の住民負担を軽減する。
3. 公共下水に切り替わった団地コミュニティプラント（大規模集中浄化槽）跡地は、地元の意見を聞き有効利用する。
4. 計画されている高向・下里・天野や、その他の市街化調整区域も計画的に下水道整備（合併浄化層も含む）をすすめる。
5. 千代田南町など住宅団地内の農業用水路と道路側溝を兼ねる水路の排水対策を強化する。

### <水道課、経営総務課>

1. 市民の命を守る要の水道局は、市が責任を持って事業をする。
2. 水道料金の値上げを抑制する。そのために一般会計からの利子補給を行うなど努力する。
3. 大阪広域水道企業団の水道料金値下げ分は、水道料金に反映させる。
4. 滝畠ダムの水をはじめ水道水源の汚染を防止する。そのために水道水源保護条例を厳格に適応する。
5. 古い給水管の取り替えをすすめるなど漏水を防ぎ、有収水率を高める。

## (7) 教育に関するもの

1. 小中学校の普通教室に、早期にエアコンを設置する。
2. かつて戦争に向かった教育を反省せず、個性を重視してきた戦後教育を敵視し、国家的な意思のもとで、国を支える人材を育成するとした「教育大綱」は見直す。

3. 戦争に行く人づくりを進める育鵬社の教科書採択（中学校公民）は見直し、副読本を併用する。
4. 府が進めるチャレンジテストには参加しない。
5. 「日の丸・君が代」を強制せず内心の自由を守る。
6. 市独自に全学年で35人学級にする。（現在35人学級は小学1・2年のみ）
7. 学校のトイレは、早急に全て洋式にする。
8. 学校用務員はシルバー人材センターへの委託ではなく、市の正職員とする。
9. 学校安全管理員を常駐させる。
10. 児童・生徒の登下校時の安全確保のため、巡回パトロールなどへの補助をすすめる。
11. 「義務教育は無償」の原則にたって、教科書無償の存続をはじめ、保護者負担の軽減をはかる。
12. 小・中学校の需要費・備品費及び営繕費は現場の声を取り入れ十分に確保する。
13. 中学校全員給食が実現されるまでの間、注文システムや、温かい給食を提供するなど改善する。
14. 給食の炊飯代は市が負担するなど給食費の軽減に努める。
15. 学校給食の食器を改善する。（現在、ステンレス食器）
16. 学校給食は、アレルギー対応の給食をつくり個別対応をする。
17. 学校給食の材料購入については市内業者を優先させ、安全で新鮮な地元農産物を多く取り入れる。
18. 学校給食の運営は、常に保護者や教師の意見がよく反映されるようにする。
19. 子どもたちが本に親しむ機会を増やす。読書指導を強めるため専任の司書職員を増やし、全校に配置する。
20. 各校でLD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥多動性障がい）・自閉症など発達障がいの児童・生徒に対して、相談に乗り援助するため各校を巡回する相談員や専門家チームを増やす。こういった発達障がいなどの医学的診断を受けていたり、その疑いがある児童・生徒の実態を把握し、教育現場の求めている支援体制を充実させる。通級学級を全校に配置する。（現在、中学校1教室、小学校5教室）
21. 各小中学校の支援学級は、一人ひとりの障がいに応じた支援ができる体制にする。

22. 藤井寺支援学校への通学バスに必要に応じて看護師を配置する。
23. 学校現場でLGBTの存在を知らせるとともに性の多様性を尊重し、全ての人間が個性豊かに「自分らしく」生きられる社会のありかたについて認識を深められる教育を重視する。
24. 自治会・町会が管理する防犯灯とは別に通学路には通学路灯を市が責任を持って設置をすすめる。
25. 高校生の市独自の奨学金の給付条件を広げ多くの人が受けられるようにする。給付金を月5千円（現在3千円）に増額する。奨学金基金を食いつぶす基金の取り崩しは行わない。
26. 教育をゆがめる「全国一斉学力テスト」は実施しないよう国に求めるとともに参加しない。
27. 教育をゆがめる「評価育成システム」を廃止する。
28. コミュニティスクールは、地域の声を双方向に活かせる人選をおこない、教育委員会の追認機関にしない。
29. 教育委員会が小中一貫教育をトップダウンで押しつけず、教員の負担にならないように現場の声をよく聞く。
30. 緑ヶ丘から天野小学校への通学路は早期に基本通学路に戻すよう、大阪府に安全対策を求める。
31. 西中学校の通学路を見直す。（新滝畠住宅一外環状線の間）
32. 学童保育の開設日は、保育所と同様にする。
33. 学童保育は保護者の負担金・諸費用を抑制する。トイレを含め施設を改善し、指導員は正職員として採用する。
34. 学童保育を希望する障がい児については、障がいの程度、保護者の就労にかかわらず受け入れる。
35. ブラック企業化した教職員の就労実態を常に把握し、よりよい休憩室の設置をはじめクラブの顧問の過重労働問題など、労働条件を改善する。
36. 小中学校の統廃合や、小中施設一体などは十分に地元住民の意見を反映させる。

## （8）生涯学習部に関するもの

1. 市立市民総合体育館の駐車場を増設する。
2. 市民プールは小学校低学年以下の子どもたちが利用できるように水深の浅いプールも整備する。

3. 公民館は市民が利用しやすいよう工夫し有料化しない。
4. ラブリーホールの駐車場の台数を増やす。
5. 商工観光課とも連携し、豊かな歴史や財産を活用する。
6. スケートボード場を設置する。
7. 下里人工芝球技場の平日の利用を促進するため、グランドゴルフや学生の合宿などで使いやすいプランを作る。
8. 滝畠ふるさと文化財の森センターのプールは修理し存続させる。
9. 寺社、講、氏子などが保存している、文化財などの維持管理を支援する。

## (9) 総合事務局に関するもの

1. 期日前投票所を増やす。
2. 投票所は、各地域（住宅団地）に設置し、誰もが投票しやすくする。当面の対策として、投票所までの臨時バスを走らせ投票に行きやすくする
3. 投票所のバリアフリー化を進める。靴を履いたまま投票ができるように地元の意見も聞いて工夫を凝らす。（現在42カ所中11カ所が靴を脱がないければならない）また投票台の後ろにカーテンを付け投票しやすいようにする。
4. 選挙告示後、個人演説会の公営会場を広く確保し、市民が各候補者の政策を聞く機会を増やす。

## (10) 消防本部に関するもの

1. 国基準の消防職員を確保するとともに、消防職員と団員の待遇改善をはかる。
2. 救急車両は適切に更新する。
3. 耐震性防火水槽を増設する。
4. 中・高層建築物、雑居ビルの火災予防や危険物の取扱いなど、行政指導を徹底する。住宅用火災報知器の設置を推進する。
5. 廃棄対象の消火器の処分は、危険のないよう市民に周知徹底する。
6. 救急車の利用にあたって、市民への啓発活動に努める。

## (11) 総合政策部、総務部に関するもの

1. 前市長時代に矛盾が噴出した指定管理者制度を抜本的に見直す。
2. 生活保護費横領事件に学び、必要とされる職員の実態をつかみ、全庁的に適性配置する。
3. 管理職への女性の登用を積極的に進め、働く女性の均等待遇を実現する。
4. 「正社員があたりまえ」人間らしく働くルールづくりを市が先導して行う。府下ワースト3位の市職員の正規職員率を高める。
5. 市民にさらなる痛みと負担を押しつける「財政体質改善プログラム」は見直し、地方自治の本旨にのっとり市民生活を応援することにより税収を増やす。
6. 保育や児童福祉は、地方自治法に定めるとおり、教育委員会から本来の市長部局の福祉部に戻す。
7. 公共工事の入札制度は、常に改善し競争性を高め談合が起こらないようにする。業務の最低落札価格を工事と同様に設定する。市発注事業の現場労働者の労働実態を把握し、無法な働き方を無くす。
8. 労働者や中小零細業者を守るため公契約制度を導入する。
9. 大型公共施設の上下水道工事や電気工事などは、市内業者に分離分割発注を行い、地元業者への発注率をたかめる。
10. 市が購入する備品・消耗品などは市内の業者を優先する。
11. コンサルタント業務をはじめ全ての委託業務を再検討し、経費を節減する。
12. 退職者や産休・育休などの長期休職の補充は正職員とする。市職員の労働条件を改善するとともに残業を減らし、新たな雇用を創出する。
13. 憲法第9条の改悪に反対し、「非核平和都市宣言」を実りあるものにする。その為の予算は削減しない。
14. 駅や道路など公共施設のバリアフリー化をすすめ、お年寄りや障がい者にやさしい街づくりをすすめる。
15. 旧高野街道など市内の歴史ある街並みの保存をすすめる。
16. 男女共同参画推進条例に基づき、各種審議会の委員については、各方面から民主的に選び女性委員を増やす。必要に応じて議員も参加させる。
17. 各種審議会・付属機関を、市の追認機関や責任転嫁の隠れ蓑にしてはならない。委員の重複は基本的に認めず、小論文の提出などをおこない公募を中心の人選をおこなう。
18. パブリックコメントについては市役所や公民館など公共施設に一覧で表示し市民に広く周知させる。また、わかりやすい資料を提供し、募集期間を長くする。出された意見は、積極的に反映させる。

19. 将来の財政負担増となる地方債は、発行を抑制する。
20. 市役所本庁舎以外でも公共施設の電気代を節約するため、特定規模電気事業者（P P S）も入札に参加させる。
21. 今後の公共工事は、生活密着型や維持補修に関するものを優先し、身の丈に合わない公共事業は行わない。
22. 市のHPは、各課の縦割りではなく、市民の知りたい情報がすぐに見つけられるように改善する。

## （1 2）危機管理課に関係するもの

1. 災害に備え、災害の種類と地域の実情に見合った指定避難場所を見直し、市民にわかりやすいようにする。
2. 災害時の要援護者（高齢者・障がい者など）体制の充実をはかる。
3. 急傾斜地・土石流・地すべりなど危険箇所の防災対策事業を行う。
4. 大災害時における市役所の電源確保のため、送電引き込み線の二重ルート化を進める。
5. 市独自の災害見舞金制度を創設し、市民からの寄付の受け皿となる基金を創設する。

## （1 3）国・府に対して要望するもの

### ＜国に要望するもの＞

1. 安倍政権による憲法9条の改悪などに反対し、憲法をまもり活かすよう国に要望する。
2. 立憲主義を守り憲法違反の戦争法（安保法制）ならびに集団的自衛権行使容認の閣議決定は撤回するよう国に要望する。
3. 消費税10%への増税を中止するよう国に要望する。
4. 大企業への優遇税制をあらため、税金は富裕層に応分の負担を求めるよう国に要望する。
5. 農林水産物だけでなく医療など暮らし全般を壊すTPP・FTPは、協定への署名・批准は行わないよう国に要望する。

6. 大学授業料を段階的に半減し、希望するすべての学生が受けられる給付型奨学金を創設するよう国に要望する。
7. 認可保育所の30万人分の増設と、保育士待遇の大幅改善をすすめるよう国に要望する。
8. 残業代ゼロ法案は撤回しサービス残業の根絶、ブラック企業を規制するよう国に要望する。
9. 派遣は一時的・臨時的なものするよう派遣法を抜本改正し、「均等待遇」「同一労働同一賃金」となるよう国に要望する。
10. 最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最賃制にするよう国に要望する。最低賃金は直ちに時給1000円を実現し、1500円を目指すよう国に要望する。
11. 憲法や福祉の理念に反する「障がい者総合支援法」の応益負担は撤回し、早急に障がい者の声を入れた新法をつくるよう国に要望する。
12. 「障がい者総合支援法」にある介護保険優先原則をやめるよう国に要望する。
13. 障がい者年金の支給額を拡充するよう国に要望する。
14. 子どもの医療費などの3大医療費助成は、国の制度として行うよう国に要望する。
15. 産科医や小児科医を増やすよう国に要望する。
16. 児童扶養手当を減額しないよう国に要望する。
17. 国民健康保険料を抑制するためにも、国の補助金を38.5%から45%に戻すように要望する。また医療費窓口減免の全額を国が補助するよう要望する。
18. 国民健康保険料を年金から強制的に天引きしないよう国に要望する。
19. 国民健康保険料滞納者に対して、国民健康保険の短期保険証などの発行を市に強制しないよう国に要望する。
20. 地方交付税を増額し、国保会計の事務費など地方自治体が必要とする経費については、法律どおり全額交付するよう国に要望する。
21. 差別医療の後期高齢者医療制度は、廃止するよう国に要望する。
22. 70歳から74歳までの医療費の窓口負担を1割負担に戻すように国に要望する。
23. 介護保険は、軽度者（要支援、要介護1・2）を保険対象外にし、サービスを低下するなどの改悪をしないようにするなど国に要望する。

24. 介護保険の国庫負担率の20～25%を当面30%に引き上げ、調整交付金の満額支給、保険料・利用料の減免制度を拡充するよう国に要望する。
25. 介護事業所で働く職員の待遇改善をするため、国庫負担金を上げるよう国に要望する。
26. 小・中学校の30入学級を実施するよう国に要望する。
27. 必要とする全ての小・中学校に通級指導教室を設置できるよう国に要望する。(現在 小山田小、長野小、三日市小、楠小、千代田小、東中)
28. 教員免許更新制の廃止を国に要望する。
29. 食料自給率向上と日本の農業を守るため、価格補償制度や所得保障制度をつくる(例えば米では60キロ1万8千円を補償する)よう国に要望する。
30. 「事業者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」とした所得税法56条の廃止を国に要望する。
31. 国から借りている地方債などは、簡単に繰り上げ償還ができるよう国に要望する。

#### <国・府に要望するもの>

1. 財界主導の関西州や道州制は、実施しないよう国・府に要望する。
2. 市・府民税は、強制的に年金から天引きしないよう国・府に要望する。
3. 生活保護法による現行の医療扶助の方式(医療券方式)は、病気になった時すぐに病院へ行けない仕組みとなっているので、健康保険証のような医療証方式に改善するよう国・府に要望する。
4. アスベスト公害における厚生労働省の健康リスク調査は継続して行い、環境暴露を明らかにし、被害者に対する保障を充実させるよう国・府に要望する。
5. 精神障がい者にも、身体障がい者、知的障がい者と同じく公共交通機関の運賃割引などを適用するよう国・府に要望する。

#### <府に要望するもの>

1. 長野北高校を廃校しないよう府に要望する。
2. チャレンジテストは廃止するよう府に要望する。
3. 子ども・障がい者・ひとり親家庭の医療費助成の住民負担増計画を撤回するよう府に要望する。
4. 憲法と教育の条理を否定し、政治的介入を許す「教育基本条例」は「職員

「基本条例」とともに撤廃するように府に要望する。

5. 学校教育を充実させるため、正規の教員を増やすよう府に要望する。
6. 府が廃止した学校安全管理員への補助を復活するよう府に要望する。
7. 子どもの医療費助成について、中学校を卒業するまで助成し所得制限を撤廃するよう府に要望する。
8. 小・中学校の30人学級を実施するよう府に要望する。
9. 私立高校の授業料は、所得に関係なく無償にするよう府に要望する。
10. 府立「花の文化園」は存続し、高齢者は入園料を無料化し、バリアフリー化を徹底するよう府に要望する。
11. 特別支援学級の教員の配置（加配）は、学級状況に応じて増員がしやすいように府に要望する。
12. 府営住宅半減計画は、撤回するよう府に要望する。
13. 府営住宅家賃の減免制度を改善するよう府に要望する。
14. 府営住宅の地位継承ができるよう府に要望する。
15. 府営住宅のエレベーターは早急に設置し、各階に止まるよう府に要望する。
16. 府水道企業団の水道料金を、さらに値下げをするよう府に要望する。
17. 大阪外環状線、上原町交差点の渋滞解消のため立体化を早期に実現するよう府に要望する。
18. 厚労省通達（H19年3月28日）を踏まえ、障がい者が受けていたサービスは65歳になっても一律に介護保険サービスに移行することなく、これまでのサービスが受けられるよう丁寧に説明するよう府に要望する。

以上

— × モ —

# 河内長野市 資料

1. 概要	人口	10万7280人(2017.12.31)
	面積	109.61km <sup>2</sup>
	市の花・市の木	キク・くすのき
	市議会党派構成	日本共産党 4、公明党 4、みらい創造 3、自民党 2 大阪維新の会 2、無所属 3 (合計 18名)

## 2. 財政関係 (平成28年度決算)【千円以下切り捨て】

### (1) 普通会計

(ア) 決算	(歳入)	347億4438万円	(市民1人当たり 32万0260円)
	(歳出)	346億6542万円	(市民1人当たり 31万9532円)
(イ) 市税収入	(地方税)	121億8228万円	(市民1人当たり 11万2291円)
(ウ) 積立金現在高	(預金)	87億0767万円	
(工) 地方債現在高	(借金)	327億2534万円	
(才) 実質公債費比率		3.4%	
(力) 財政力指数(3年平均)		0.645	
(ヰ) 経常収支比率		99.1%	

### (2) 主な特別会計

(ア) 国民健康保険会計	(歳入)	161億2769万円
	(歳出)	152億0268万円
国保加入世帯		1万6660世帯
国保加入人口		2万7627人
国保料金収納率		94.76%
(イ) 介護保険	(歳入)	95億4699万円
	(歳出)	93億5041万円
(ウ) 後期高齢者医療	(歳入)	18億3728万円
	(歳出)	17億8452万円

### (3) 企業会計

#### (ア) 水道事業会計

収益的収支	(収入)	27億1393万円
	(支出)	23億9376万円
資本的収支	(収入)	10億6971万円
	(支出)	21億4752万円
企業債残高		47億6121万円
1日平均配水量		3万2012m <sup>3</sup>
1日1人当たり平均使用量		273リットル
(イ) 下水道事業会計		
収益的収支	(収入)	30億8582万円
	(支出)	31億0793万円
資本的収支	(収入)	22億1972万円
	(支出)	27億8146万円
企業債残高		257億8318万円

## 市政相談はお気軽に



市会議員 に わ 実

〒 586-0084 河内長野市旭ヶ丘19-24  
電話 (0721) 52-5265



市会議員 宮本 さとし

〒 586-0068 河内長野市北青葉台37-11  
電話 (0721) 65-0747



市会議員 だばなか大介

〒 586-0093 河内長野市荘園町8-17  
電話 (0721) 52-2538



市会議員 仲川 まなぶ

〒 586-0002 河内長野市市町586-5  
電話 (0721) 52-6828



市会議員 原 れ き し

〒 586-0044 河内長野市美加の台5-26-4  
電話 (0721) 21-4744

この予算要望書について、ご意見・ご要望などありましたら、下記までお寄せください。

## 日本共産党 河内長野市会議員団 事務局

〒 586-8501 河内長野市原町1丁目1番地1号 河内長野市役所内

電話 (0721) 53-1111 (内線213) Fax (050) 1082-0057  
ホームページ : [www.jcp-kawachinagano.com](http://www.jcp-kawachinagano.com) e-mail : [info@jcp-kawachinagano.com](mailto:info@jcp-kawachinagano.com)